

鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業及び鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の評価報告(令和4年度報告)
八尾市

1 事業効果の発現状況

地域の体制整備、被害防止効果、捕獲状況、人材育成状況、耕作放棄地の解消等様々な角度から記載する。

八尾市:令和2~4年度にかけてイノシシ捕獲檻4基を購入しイノシシ62頭を捕獲したほか、アライグマやヌートリアの捕獲を推進し、被害金額が大きく減少した。

2 被害防止計画の目標達成状況

被害防止計画の目標の達成状況を記載する。

八尾市:イノシシおよびヌートリアについては被害金額・面積ともに目標を達成した。アライグマについて、被害面積は変わらなかったが被害金額は目標達成した。

3 各事業実施地区における被害防止計画の達成状況

事業実施主体名 (協議会名)	対象 地域	実施 年度	対象 鳥獣	事業内容	事業量	管理主体	供用 開始	利用率・ 稼働率	事業効果	被害防止計画の目標と実績					事業実施主体の評価	第三者の意見 (地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所 生物多様性センター 環境部 自然環境グループ 幸田 良介 氏)	都道府県の評価	
										被害金額		被害面積						
										目標値(千円)	実績値(千円)	達成率	目標値(ha)	実績値(ha)				達成率
八尾市有害鳥 獣被害対策協 議会	八尾市	R2	イノシシ	有害捕獲 捕獲檻の購入(2基)	八尾市有害鳥 獣被害対策協 議会	R3年1月	—	捕獲頭数21頭	5	0	26%	0.003	0	400%	捕獲檻の新規設置や更新を図ることで、捕獲効率の向上に努めている。 イノシシ捕獲事業は、引き続き(公社)大阪府猟友会新八尾支部に業務委託を行っている。平成30年度より国庫事業を活用した助成を行うことで、活動経費に専与している。 アライグマ・ヌートリア捕獲事業は、委託先であるホームサービス(株)で檻の貸出等の業務に加え、措置業務も一元化されることで、業務効率の向上につながっている。 イノシシ、アライグマ、ヌートリアについて、被害金額、面積ともに減少し、捕獲活動等による一定の効果がみられる。	イノシシによる農業被害は、金額・面積ともに0となり、目標が達成できています。当研究所による農業被害アンケート調査でも、被害強度や出没頻度が減少傾向が認められます。また、イノシシの密度指標であるくりわな捕獲効率も急減しているほか、隣接する府民の森中部園地に設置しているセンサーカメラでの撮影頻度も大きく減少しており、八尾市周辺に生息するイノシシが激減しているものと考えられます。この要因として、継続されてきた対策事業の効果が出ていることが挙げられるとともに、豚熱の感染拡大による影響が示唆されます。中部地域でも令和3年度から野をイノシシで豚熱の感染が確認されており、これによって多くのイノシシが死亡したものと考えられます。ただし、全てのイノシシが豚熱で死亡するのではなく、数年後には再度増加に転じる可能性が高いことから、今後も引き続き対策を継続していくことが必要であると考へます。従来の捕獲強化を進めていくとともに、防護柵の設置や、防護柵の適切な設置方法やメンテナンス方法に関する講習会を開催するなど、総合的に対策を進めていくことが重要です。 アライグマによる農業被害も、被害面積は減少していないものの、被害金額が基準年度から大きく減少し、目標が達成できています。当所によるアンケート調査結果でも、被害強度や出没頻度が減少傾向にあり、分布なしとする回答も徐々に増加するなど、アライグマの生息数が減少し、被害状況が改善しつつあることが示唆されます。一方で、令和4年度にも被害が「大きい」とする回答があるため、引き続き対策の手を緩めることなく、わなの増設などの対策強化に努めていくことが重要です。 ヌートリアによる農業被害は、金額・面積ともに基準年度から減少し、目標が達成できています。当所によるアンケート調査でも、被害強度や出没頻度が半減しており、効果的な対策が行われてきた成果が出ているものと考えられます。ただし、ヌートリアは非常に繁殖能力が高く、一度捕獲により減少させることができても、手を緩めると簡単に再増加してしまいます。隣接市町村では分布拡大傾向もみられており、河川や水路を利用して八尾市内へと侵入してくる可能性も否めません。近隣市町村とも連携しながら引き続き動向に注視していくことが必要であると考へます。	被害金額目標については、被害防止計画に定めているイノシシ・アライグマ・ヌートリアの全ての獣種において目標値を大きく超えており被害軽減に至っている。また被害面積についても、アライグマは現状維持、イノシシおよびヌートリアは目標を達成している。 近年、豚熱の影響により個体数の減少が見られたイノシシに限らず全ての獣種において被害を抑制できており、市で行われた被害防止対策が功を奏していると考えられる。引き続き被害防止対策を進めていくとともに、被害強度の高い場所において更なる対策強化に努めていただきたい。	
		R3							捕獲檻の購入(2基)	R3年11月	—	捕獲頭数30頭						
		R4							—	—	—	捕獲頭数11頭						
		R2~R4							捕獲委託	檻の貸出および措置等	八尾市	—	—	捕獲効率の向上				
		R2~R4	アライグマ	捕獲委託	檻の貸出および措置等	八尾市	—	—	捕獲効率の向上	50	37	176%	0.008	0.01				0%
		R2~R4	ヌートリア	捕獲委託	檻の貸出および措置等	八尾市	—	—	捕獲効率の向上	60	22	311%	0.03	0.03				100%
合計									115	59	247%	0.041	0.04	108%				

注1:被害金額及び被害面積の目標欄については対象鳥獣及び目標値を記し、これに合わせて他の欄も記載する。

2:都道府県が事業実施主体となる鳥獣被害防止都道府県活動支援事業を実施した場合、その事業内容等も記載すること。

3:事業効果は記載例を参考とし、獣種等ごとに事業実施前と事業実施後の定量的な比較ができるよう時間軸を明確に記載の上、その効果を詳細に記載すること。整備事業を行った場合、捕獲効率の向上にどのように寄与したかも必ず記載すること。

4:「事業実施主体の評価」の欄には、その効果に対する考察や経営状況も詳細に記載すること。

5:鳥獣被害防止施設の整備を行った場合、侵入防止柵設置後のほ場ごとの鳥獣被害の状況、侵入防止柵の設置及び維持管理の状況について、地区名、侵入防止柵の種類・設置距離、事業費、国費、被害金額、被害面積、被害量、被害が生じた場合の要因と対応策、設置に係る指導内容、維持管理方法、維持管理状況、都道府県における点検・指導状況等を様式に具体的に記載し、添付すること。